

務	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和7年12月末まで有効)			

警務第264号

令和7年10月20日

各 警 察 署 長 殿

警務部長

犯罪被害者等支援広報啓発強化期間における重点的な広報啓発活動の推進について

警察庁においては、本年11月の警察庁広報重点を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」に定め、積極的な広報啓発活動を行うこととしているほか、本年は、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」に加え、11月1日（土）から12月1日（月）までを「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」（通称「犯罪被害者月間」）として設定し、集中的に広報啓発活動に取り組むこととしたところである。

本県警察の重点広報計画においても、本年11月中、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を重点的に行うこととしているところ、各警察署にあっては、これらを踏まえ、同期間中における犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を下記により推進されたい。

記

1 重点広報期間

令和7年11月1日（土）から令和7年12月1日（月）までの間

2 広報すべき事項

(1) 犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

広く国民各層に犯罪被害者等に対する関心を持ってもらうため、警察や関係機関・団体はもとより、様々な社会貢献活動に取り組む企業等の協力を得るなどにより犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」の普及に努めること。

(2) 警察庁ウェブサイト等の各種情報発信ツール

本年6月に警察庁ウェブサイト内に新設された、犯罪被害者等に対する支援制度や相談窓口に関する情報等を集約した犯罪被害者等及び支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」、犯罪被害者等に関する施策の紹介やイベント告知・募集等の情報を発信する警察庁犯罪被害者等施策推進課のX公式ア

カウント等の各種情報発信ツールについて、広く周知に努めること。

(3) 犯罪被害者等の置かれている状況と犯罪被害者等支援の重要性

犯罪被害者等の講演会の実施や手記の朗読等を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況と犯罪被害者等支援の重要性についての国民の理解の増進に努めること。

(4) 警察、関係機関・団体の施策・活動等

警察を始め、国、都道府県、市区町村、民間被害者支援団体等の関係機関・団体では、それぞれの職域において様々な犯罪被害者等支援のための各種取組を推進していることから、「ギュっとCH（チャンネル）」、本県警察作成のリーフレット、公益社団法人あおもり被害者支援センター作成のリーフレット等を活用するなどして、その施策や活動等について、広く周知に努めること。

(5) 性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」を始めとする犯罪被害者等のための相談窓口

性犯罪・性暴力の被害を受けたこどもや若者が相談しやすくなるよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、広く周知に努めること。

(6) 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度

犯罪被害者等の経済的負担の軽減のための犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、広く周知に努めること。

3 広報手段

(1) 犯罪被害者等による講演会、街頭キャンペーン等のイベントの開催

(2) 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ等の活用

(3) ウェブサイト、ソーシャルネットワーキング・サービス（SNS）の活用

(4) 各種広報用チラシの活用

(5) ミニ広報誌等の警察広報誌、地方公共団体等の広報誌等の活用

(6) その他広報啓発上効果的と認められる方法

4 広報啓発活動の実施上の留意事項

広報啓発活動の実施に当たっては、地方公共団体や被害者支援地区ネットワークを始めとする関係機関・団体の協力を得るなどして、効果的な広報啓発活動を推進すること。

5 報告

重点広報期間中に実施した広報啓発活動等については、申報により報告すること。

担当：警務課犯罪被害者支援室